

紫波町立児童福祉施設保育補助員等（会計年度任用職員）登録案内

令和2年4月以降に任用予定の紫波町立児童福祉施設保育補助員等（会計年度任用職員）について、以下のとおり登録の受付を行います。

なお、登録者の中から必要に応じて選考を行い任用することから、必ずしも任用されるものではありませんのでご了承ください。

1 登録募集職種等

| 職種 | 職務内容 | 主な勤務先 | 必要資格等 |
|--------------------------|----------|------------------------------|-------|
| 保育補助員 (会計年度任用職員) | 保育補助全般 | 紫波町立保育所、紫波町立児童館、紫波町子育て応援センター | なし |
| 放課後児童支援補助員 (会計年度任用職員) | 学童保育補助全般 | 紫波町立こどもの家（片寄こどもの家除く） | なし |

2 登録方法

「紫波町立児童福祉施設保育補助員等（会計年度任用職員）登録申込書」に必要事項を記入し、写真を添付のうえ、「8 書類提出先・問合せ先」に持参又は郵送で提出してください。

なお、町から登録した旨のお知らせは行いません。

3 登録受付期間

随時登録を受付します。

4 応募資格

次のいずれにも該当しない人

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 日本国憲法、又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 勤務条件

- (1) 任用期間 原則1会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）以内で任用します。
(勤務実績等により、改めて任用する場合があります。)
- (2) 任用時期 任用時期は、任用の必要に応じて随時となります。任用とならない場合は、特に通知等はありません。
- (3) 給料 時間額812円
- (4) 手当等 無し
- (5) 勤務日及び時間等 勤務日及び勤務時間は、任用の際に通知いたします。

6 選考方法

任用の必要が生じた場合に、登録者の登録申込書の内容で書類選考を行い、必要に応じて面接等の選考をしたうえで、任用します。

7 その他

- (1) 地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (2) 提出書類は、一切お返しいたしません。

8 書類提出先・問合せ先

〒028-3392 紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1
紫波町役場 教育部 こども課 子育て支援室
電話 019-672-6882（直通）